

第12回加賀市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 決定事項等

日時 令和2年5月1日13:00～

○ 決定事項

1 緊急事態宣言以降（5月7日以降）の市施設の休館等について

① 市内小中学校の臨時休業延長について

県立学校の臨時休業の終了日が延長になったことに合わせ、市内小中学校の臨時休業の終了日を5月6日から5月31日に延長したことを確認しました。

② 市施設の臨時休館等延長について

国の緊急事態宣言が5月末日頃まで延長される見込みであることを踏まえ、これまでに臨時休館等としている77施設のうち、環境美化センターを除く76施設について、臨時休館等の終了日を5月6日から5月31日に延長することを決定しました。（別紙参照）

なお、環境美化センターは、5月7日以降は再開しますが、ごみの直接持ち込みの自粛を要請することとしました。

また、加賀市観光情報センター「KAGA旅まちネット」も引き続き、5月31日まで窓口の対面案内を休止します。なお、電話、ファクス等でのお問い合わせは、通常通り対応します。（営業時間 8:45～17:30）

2 特別定額給付金事業について

国の経済対策の一環として支給される、10万円の特別定額給付金を迅速に給付するため、ゴールデンウィーク期間中等においても下記のとおり、申請書等受付窓口の開設を確認しました。

① 日時 5月2日～6日、9日、10日

各日の午前8時30分～午後4時30分

② 場所 市役所1階市民ホール、山中温泉支所